

令和4年神審第34号

裁 決

漁船Aスタンドアアップパドルボーダー死傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 3人

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年9月5日10時39分半僅か過ぎ

福井県和田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.11トン

登 録 長 10.81メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 60

### 3 事実の経過

Aは、船体船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央にGPSプロッターを、その左舷側に舵輪を、右舷側に魚群探知機を、同室後部右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、延長コード付きの遠隔操舵装置（以下「リモコン」という。）を装備した、はえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月5日03時40分和田港の係留地を発し、同港北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時40分目的の漁場に到着して操業を行い、09時30分同漁場を発進して帰途に就き、途中、福井県高浜漁港の岸壁で水揚げを行った後、和田港西部の同県城山東方沖合、その東方の福井県葉積島南方沖合を經由して同港東部の係留地に向けることとし、10時30分同岸壁を離岸した。

ところで、福井県大飯郡高浜町は、同年7月10日から同年8月22日までの間、城山東方沖合から葉積島南方沖合及び和田港東部に至る範囲に海水浴場を開設し、遊泳場には、直径30センチメートルの浮標を20メートルおきに設置して同場の区域を示し、同区域内では、海水浴やスタンドアップパドルボーディング（以下「サップ」という。）を含むマリレジャーが行われていた。

また、サップは、Z協会発行のベーシックインストラクターテキスト中の記載によれば、基本的にはボードの上に立ち、水上をパドルによって漕ぎ進むスポーツであるとされていた。

a受審人は、前示岸壁を離岸するにあたり、平素、操舵室の天窓から顔を出して操船に当たっていたものの、海水浴期間が終わり、遊泳

場の区域を示す浮標が撤去されたことから、城山東方沖合から葉積島南方沖合及び和田港東部に至る海域には、航行の支障となる遊泳者等はいないものと考え、自身の姿勢の影響で、操舵室上端部が眼高よりも上方となり、正船首から左舷正横を見通せない操舵室後方の右舷側で操船に当たることとした。

a 受審人は、リモコンを持ち、GPSプロッターを作動させて操舵室後方の右舷側で操船に当たり、北上して城山北西方沖合に至り、右舷方に見る葉積島南方沖合を一見し、船舶や遊泳者等を見かけなかったことから、引き続き操舵室後方で操船を続けた。

a 受審人は、10時37分半僅か前和田港北防波堤灯台から278.5度（真方位、以下同じ。）1,090メートルの地点で、針路を111度に定め、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、10時38分半僅か過ぎ和田港北防波堤灯台から270度670メートルの地点に達したとき、船首方350メートルのところに、白色、黄色等で、長さ約300センチメートル、幅84センチメートル、厚さ13センチメートルの各ボード上に、いずれも救命胴衣を着用し、パドルを持った姿勢で、サップを行うボーダー（以下「ボーダー」という。）6人及び自身のボード上に立った姿勢でボーダーにサップの指導を行うインストラクター1人の群（以下「ボーダー群」という。）を視認することができ、その後ボーダー群に向首して接触のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船の進行方向には航行の支障となる遊泳者等はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、ボーダー群に向首したまま続航し、係留地に向けて左舵をとった後、10時39分半僅か過ぎ和田港北防波堤灯

台から250度360メートルの地点において、Aは、船首が091度を向き、原速力のまま、ボーダー3人に接触した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、海上は平穏で、視界は良好であった。

その結果、ボーダーbが、救急車で病院に搬送され、左内腸骨動脈、右大腿動脈断裂ほかの血管断裂に基づく失血で死亡と検案され、ボーダー1人が、腰背部打撲傷及び手指打撲傷を、もう1人のボーダーが、左足関節打撲傷をそれぞれ負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件スタンドアップパドルボーダー死傷は、和田港において、同港の係留地に向けて帰航する際、見張り不十分で、ボーダー群に向首進行し、ボーダーに接触したことによって発生したものである。

a受審人は、和田港において、同港の係留地に向けて帰航する場合、前路のボーダー群を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船の進行方向には航行の支障となる遊泳者等はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、ボーダー群に気付かず、同群に向首して接触のおそれがある態勢で進行し、ボーダー1人を死亡させ、同2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月24日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 下 條 正 昭

審判官 池 田 博 美